

(3) 事業評価（事前評価）

ア 実施状況

① 対象

令和3年度の補正予算及び令和4年度の当初予算に新たに予算要求しようとする事業で、重点目標達成に重要な事業

○評価件数 1件

② 実施時期

警務課長が別に定める期限までに事前評価を実施

③ 評価に用いたデータ等

- 住民ニーズの状況
- 目的達成のための方法
- 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

④ 評価に用いた観点及び判定基準

観点	観点の内容	判定基準
必要性	○現状の課題に照らした妥当性 ○住民ニーズに照らした妥当性 ○緊急性に照らした妥当性	A：必要性が高い
		B：必要性はある
		C：必要性が低い
有効性	○手段の妥当性 ○成果指標・目標値の妥当性	A：有効性が高い
		B：有効性がある
		C：有効性は低い
効率性	○経済性の妥当性	A：効率性は高い
		B：効率性はある
		C：効率性は低い

総合評価の基準

総合評価の区分	総合評価の基準
A：妥当性が高い	全ての観点の評価結果がA
B：概ね妥当である	総合評価の基準がA、C以外の場合
C：妥当性が低い	いずれかの観点の評価結果がC

イ 事業評価（事前評価）結果の概要及び評価結果の反映状況

施策名	事業名	評価				評価結果の反映状況
		必要性	有効性	効率性	総合評価 対応方針	
1 「秋田県地域安全ネットワーク」の活性化及びこれと連携した地域安全活動の推進	1 特殊詐欺被害防止事業	A	A	A	A	令和3年中、県内すべてのコンビニエンスストアに電子マネー被害防止封筒を配布して、積極的な声掛けを呼び掛け、37件の被害を未然に防止することができた。一方で、特殊詐欺被害の認知件数が3年連続で増加しているほか、被害が幅広い世代に広がるなど、依然として深刻な状況にある。特に電子マネーによる被害が全体の4割を占め、対策の必要性が認められることから、引き続き電子マネー被害防止封筒を活用したコンビニエンスストアでの声掛けを積極的に推進し、特殊詐欺被害を防止する必要がある。